

フィデアUC法人カード会員規約の改定等について

【改定追加条文】

第10条 第2項

(リ)第17条第3項に記載する行為を行った場合。

第17条 第3項

3. 法人会員またはカード使用者は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役職員・従業者等（派遣社員を含み、以下「従業者等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業者等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等

(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

(ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

2025年8月現在